

埼玉スタジアム利活用協議会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉スタジアム2002公園及び埼玉スタジアム利用者の利便性の向上や一層の利活用を図るとともに、維持管理費の削減を図るため、公園における各種イベント等の実施やサッカーの試合の誘致・検討、実施されたイベント等の効果などについて検討・確認する「埼玉スタジアム利活用協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、以下の事項について検討を行う。

- (1) 埼玉スタジアムで開催されるサッカーの大規模試合の誘致に関する事
- (2) 埼玉スタジアム2002公園の新たな利活用に関する事
- (3) 埼玉スタジアム2002公園で実施された各種事業の検証に関する事
- (4) 埼玉スタジアム2002公園の事業計画等の検討に関する事

(構成)

第3条 協議会は、以下のメンバーにより構成する。

- (1) 公園管理者埼玉県(公園スタジアム課、大宮公園事務所)
 - (2) 指定管理者(埼玉スタジアム2002公園マネジメントネットワーク全構成員)
- 2 協議会には座長を置き、座長は公園スタジアム課長とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、座長は外部有識者等を臨時のメンバーとすることができる。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、座長が招集し、座長はその議長となる。

- 2 座長は、第1条に定める目的達成のために必要があると認めるときは、メンバー以外の者を会議に出席させ又は会議以外の場で意見を聞くことができる。

(協議会の結果)

第5条 協議会における検討の結果について、以降の管理・運営や利活用事業等に反映させるものとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、埼玉県都市整備部公園スタジアム課及び埼玉スタジアム2002公園マネジメントネットワーク代表者が共同して行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し疑義が乗じた場合は、メンバーで議の上座長が別に定める。

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。